

2013年7月16日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長兼 COO 岩瀬 大輔
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 2013年度第1四半期の保険金等の支払状況

保険金等の支払実績は911件

ライフネット生命保険株式会社(URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>) 本社:東京都千代田区、代表取締役社長兼 COO:岩瀬大輔)は、2013年度第1四半期(2013年4月~6月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2013年度第1四半期にお支払いした保険金等は、保険金14件、給付金897件の合計911件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、保険金1件、給付金40件となりました。

当社は、創業理念をまとめた「ライフネットの生命保険マニフェスト」(URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/manifesto/>)において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に誠実に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。引き続き迅速な支払いの実現に努めた結果、2013年度第1四半期の平均支払所要日数(営業日)は3.39日^{*1}となりました。

また、ウェブサイトで支払いの際のお客さまのお手続きをわかりやすくご案内していることなどが評価され、一般社団法人 ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®が主催する UCDA アワード 2013において、生命保険の支払手続案内ウェブページ部門「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。

支払手続きご案内ページ「保険金・給付金請求の流れ」

<http://www.lifenet-seimei.co.jp/procedure/payment/>



保険金・給付金請求の流れ

見取りプラン確認 ▼開く

②見取りプラン確認とは？

○ 保険金・給付金の請求は3つのステップでお手続きいただけます

- 1 請求のお電話をください**
 請求の手続きについてご案内させていただきます。
 被保険者が意思表示できないなど、ご請求できない事情がある場合は、被保険者に代わってあらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)の方が保険金・給付金の請求を行うことができます。
 ▼ ご確認させていただく内容
 保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ
0120-717991
 受付時間:平日9時~17時30分(年末年始、土曜、日曜、祝日は除く)
- 2 必要書類の返送**
 ご連絡から1週間程度で請求に必要な書類がお手元に届きます。
 請求書に必要な事項を記入し、必要書類を取りそろえてご返送ください。
 ▼ 請求に必要な書類について
- 3 保険金・給付金の受け取り**
 ご提出いただいた請求書の内容を拝見し、ご契約の約款に従って、お支払いが決定した場合^{※2}、ご指定の口座に保険金、給付金が振り込まれ、お支払いの明細がお手元に届きます。
 ▼ 請求内容に関する事実の確認について

書類到着から原則「5営業日以内」^{*1}に迅速にお支払いします

各種お手続きのご案内トップ
 ご契約の流れ
 ご契約に必要な本人確認書類
 保険料のお支払いについて
 保険金・給付金請求の流れ
 保険金や給付金をお支払いできる場合、できない場合の代表例

ライフネット生命保険株式会社

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳²
2013 年度第 1 四半期(2013 年 4 月～6 月)

(単位:件)

	かぞくへの保険				じぶんへの保険			
	死亡 保険金	高度障害 保険金	保険料の 払込免除	計	入院 給付金	手術 給付金	保険料の 払込免除	計
支払件数	13	1	—	14	597	231	1	829
支払不可事由 該当件数合計	1	—	—	1	20	11	—	31
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	1	—	—	1	3	1	—	4
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	—	—	—	—	—	—	—	—
支払事由非該当	—	—	—	—	17	10	—	27

(単位:件)

	じぶんへの保険プラス						働く人への保険	合計
	入院療養 給付金	外来療養 給付金	がん治療 給付金	先進医療 給付金	保険料の 払込免除	計	就業不能給付金 ³	
支払件数	31	16	—	—	—	47	21	911
支払不可事由 該当件数合計	6	3	—	—	—	9	—	41
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	—	—	—	5
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	—	—	—	—	—	—	—	—
支払事由非該当	6	3	—	—	—	9	—	36

*1 請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。

*2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては 1 契約で複数の件数を計上する場合があります。

*3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。なお、2013 年度第 1 四半期に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、12 人です。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2013 年度	第 1 四半期 (2013 年 4 月～6 月)	911	41
2012 年度	第 4 四半期 (2013 年 1 月～3 月)	661	26
	第 3 四半期 (2012 年 10 月～12 月)	678	43
	第 2 四半期 (2012 年 7 月～9 月)	537	8
	第 1 四半期 (2012 年 4 月～6 月)	480	19
2011 年度	第 4 四半期 (2012 年 1 月～3 月)	432	20
	第 3 四半期 (2011 年 10 月～12 月)	347	12
	第 2 四半期 (2011 年 7 月～9 月)	262	9
	第 1 四半期 (2011 年 4 月～6 月)	243	15
2010 年度	第 4 四半期 (2011 年 1 月～3 月)	193	10
	第 3 四半期 (2010 年 10 月～12 月)	150	5
	第 2 四半期 (2010 年 7 月～9 月)	95	4
	第 1 四半期 (2010 年 4 月～6 月)	67	10
2009 年度	第 4 四半期 (2010 年 1 月～3 月)	55	2
	第 3 四半期 (2009 年 10 月～12 月)	36	6
	第 2 四半期 (2009 年 7 月～9 月)	35	2
	第 1 四半期 (2009 年 4 月～6 月)	17	0
2008 年度	第 4 四半期 (2009 年 1 月～3 月)	7	1
	第 3 四半期 (2008 年 10 月～12 月)	1	1
	第 2 四半期 (2008 年 7 月～9 月)	3	0
	第 1 四半期 (2008 年 4 月～6 月)	0	0

支払不可事由に該当する事案の概要

2013年度第1四半期にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払不可事由	種類	支払不可事由に該当する事案の概要
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> • 病気による入院・手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院の原因となった病気を医師より説明されていたにもかかわらず事実を告知していただかなかったことが判明し、かつ、告知いただかなかった事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。 • このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金は支払不可としました。
支払事由非該当	入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> • 病気による入院給付金の請求をいただきましたが、ご提出いただいた診療明細書により、1泊以上の入院はなく、日帰りの治療であったことが確認されました。 • このため、ご請求の給付金は支払事由非該当としました。

用語の説明

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。なお、「約款」とは、当社の定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)、定期療養保険(無配当・無解約返戻金型)および就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)にかかるそれぞれの普通保険約款を指しています。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い済みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「詐欺による取消し」)
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い済みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「不法取得目的による無効」)
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかつた場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきますことがあります。(約款「告知義務違反による解除」)
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきますことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきますことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきますことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合)なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧下さい。

本件に関するお問い合わせ先

03-5216-7900

広報： 吉川、関谷

IR： 堅田、近藤